

## 第1章 障害者の状況

### 1 障害者数

平成20年3月現在、身体障害者手帳の交付を受けている人は5,984人、愛の手帳(東京都療育手帳)の交付を受けている人は727人、精神保健福祉手帳の交付を受けている人は655人です。

身体障害者は、内部障害者の割合が増加し、肢体不自由者では、障害児の割合が増加しています。また、平成20年4月現在の年齢別人数は、65歳以上が3,993人で66.8%となっており、高齢化が進んでいます。知的障害者(愛の手帳所持者)は、全体的に増加傾向で、特に障害児の増加が顕著になっています。また、65歳以上の高齢障害者の割合も増加しています。精神保健福祉手帳所持者は毎年増加しており、自立支援医療費公費負担者の状況でも、2年更新のため年度により上下はありますが、継続的に増加しています。

#### 身体障害者手帳所持者の状況

##### 平成9年度

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語機能	肢体不自由	内部障害
総数(人)	6,107	777	542	94	3,512	1,182
構成比(%)	100	12.7	8.9	1.5	57.5	19.4
障害児(人) 18歳未満	66	5	17	0	37	7
障害者(人) 18歳以上	6,041	772	525	94	3,475	1,175

(台東区行政資料集 平成9年度末現在)

##### 平成19年度

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語機能	肢体不自由	内部障害
総数(人)	5,984	496	493	90	3,135	1,770
構成比(%)	100	8.3	8.2	1.5	52.4	29.6
障害児(人) 18歳未満	80	3	13	1	54	9
障害者(人) 18歳以上	5,904	493	480	89	3,081	1,761

平成18年度より重複障害がある場合は、最重度の障害のみを計上した

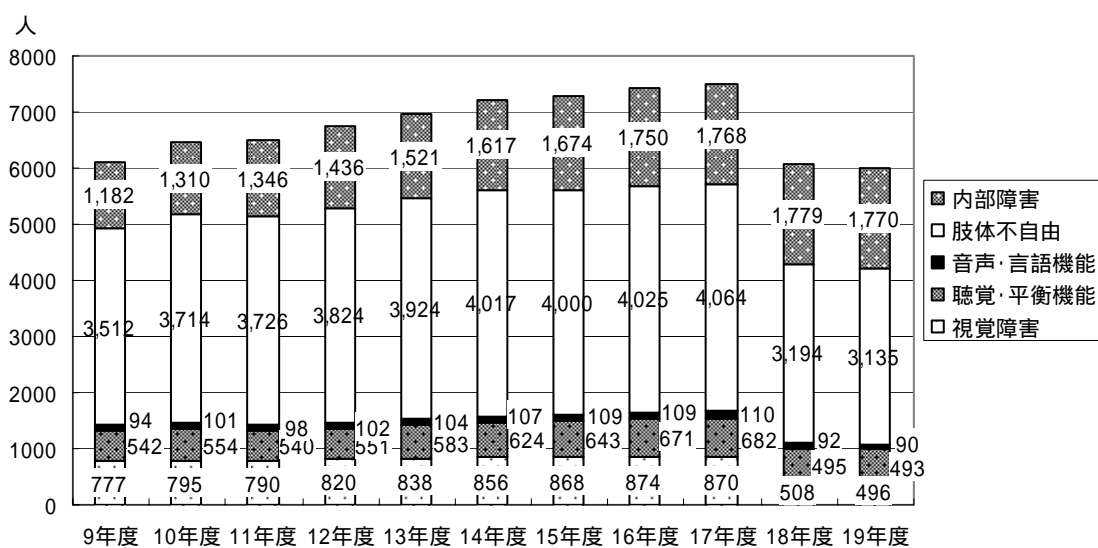
(台東区行政資料集 平成19年度末現在)

##### 東京都の状況(平成19年3月現在)

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能	音声・言語機能	肢体不自由	内部障害
構成比(%)	100	9.0	9.7	1.5	55.4	24.4

(東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計」 平成19年3月現在)

## 身体障害者手帳所持者の推移



平成18年度から重複障害がある場合は、最重度の障害のみを計上することに変更

(台東区行政資料集 各年度末現在)

## 愛の手帳(東京都療育手帳)所持者の状況

### 平成9年度

区分	総数	1級(最重度)	2級(重度)	3級(中度)	4級(軽度)	
総数(人)	621	28	158	225	210	
構成比(%)	100.0	4.5	25.5	36.2	33.8	
障害児(人)	18歳未満	101	1	30	46	24
障害者(人)	18~64歳	493	27	125	164	177
	65歳以上	27	0	3	15	9

(台東区行政資料集 平成9年度末現在)

### 平成19年度

区分	総数	1級(最重度)	2級(重度)	3級(中度)	4級(軽度)	
総数(人)	727	30	173	240	284	
構成比(%)	100.0	4.1	23.8	33.0	39.1	
障害児(人)	18歳未満	142	6	30	56	50
障害者(人)	18~64歳	520	21	131	155	213
	65歳以上	65	3	12	29	21

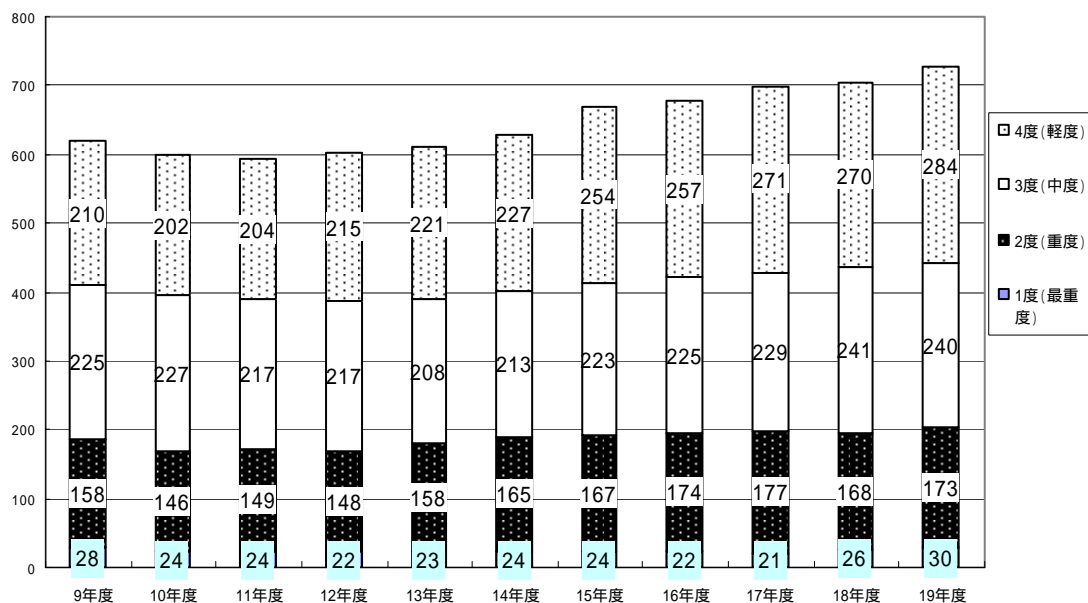
(台東区行政資料集 平成19年度末現在)

### 東京都の状況(平成19年3月現在)

区分	総数	1級(最重度)	2級(重度)	3級(中度)	4級(軽度)
構成比(%)	100.0	3.8	28.3	30.1	37.8

(東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計」 平成19年3月現在)

愛の手帳（東京都療育手帳）所持者の推移；



（台東区行政資料集 各年度末現在）

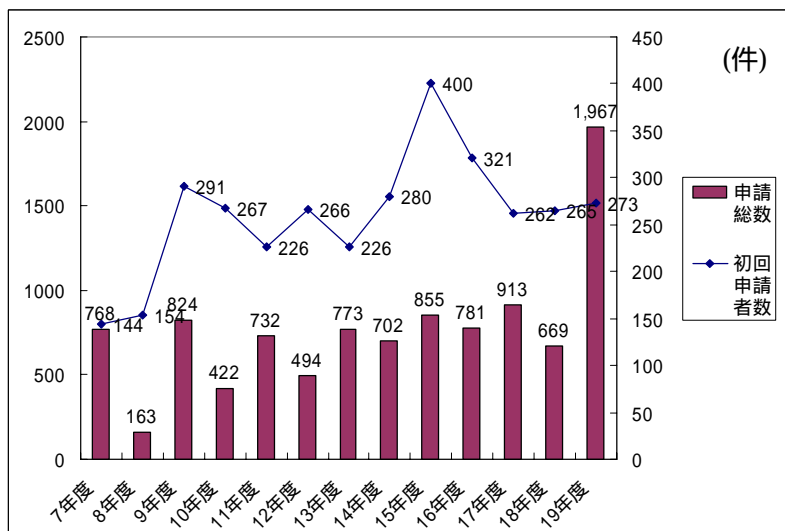
精神保健福祉手帳所持者及び自立支援医療費公費負担者の状況

保健福祉手帳所持者の状況（単位：人）

年度末現在（保健サービス課調べ）

年度	所持者数
16	3 9 3
17	4 5 6
18	5 5 2
19	6 5 5

自立支援医療費公費負担者数の推移



平成 17 年度までは通院医療費、平成 18 年度より自立支援医療費に変更。（台東区行政資料集）

## 障害程度区分別人数

平成 18 年 11 月（旧法障害程度区分は除く）

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体	0	29	38	24	12	13	40	156
知的	0	4	54	41	15	12	7	133
精神	0	3	11	6	2	0	0	22
合計	0	37	103	71	29	25	47	312

（障害福祉課調べ 平成 18 年 11 月現在）

平成 20 年 3 月（旧法障害程度区分は除く）

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体	0	25	36	25	10	11	42	149
知的	0	7	58	43	17	12	9	146
精神	0	10	24	15	4	2	1	56
合計	0	42	118	83	31	25	52	351

（障害福祉課調べ 平成 20 年 3 月現在）

障害程度区分：障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定手続きの透明性、公平性を図る観点から導入された制度です。判定は、心身の状況を判定するため 106 項目のアセスメントを行い、障害保健福祉をよく知る委員で構成される審査会により、医師の意見書等を踏まえた二次判定を経て決定されます。

障害程度区分は、6 段階で区分 6 の方が福祉サービスの必要性が高いものです。

障害福祉サービス受給者の年齢別人数（平成 20 年 7 月）

年齢	身体		知的		精神		児童		合計	
5 以下							66	56.40%	66	9.10%
6～12							44	37.60%	44	6.10%
13～15							5	4.30%	5	0.70%
16～17							2	1.70%	2	0.30%
18～20	6	2.50%	9	3.10%	0	0.00%			15	2.10%
21～30	15	6.30%	58	19.90%	9	11.70%			82	11.30%
31～40	27	11.30%	85	29.20%	13	16.90%			125	17.30%
41～50	35	14.70%	59	20.30%	19	24.70%			113	15.60%
51～60	75	31.50%	46	15.80%	21	27.30%			142	19.60%
61～64	40	16.80%	15	5.20%	8	10.40%			63	8.70%
65～70	20	8.40%	15	5.20%	3	3.90%			38	5.30%
71～74	8	3.40%	4	1.40%	3	3.90%			15	2.10%
75 以上	12	5.00%	0	0.00%	1	1.30%			13	1.80%
計	238	100%	291	100%	77	100%	117	100%	723	100%

（障害福祉課調べ）